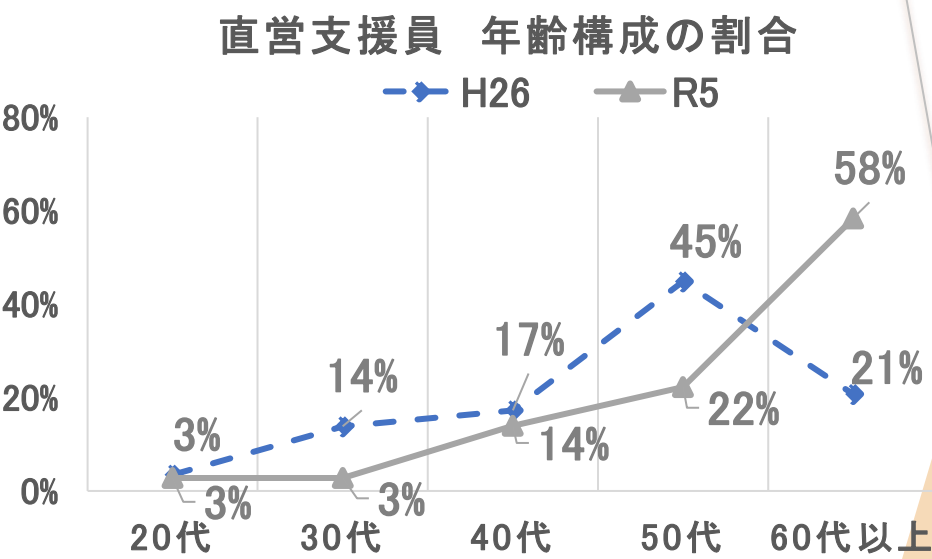


高梁市学童保育の民間委託実施 に係る保護者説明

民間委託決定までの概要

1 民間委託導入の背景

- ①職員の安定的な人材確保や退職時の欠員補充
- ②職員への研修体制の充実
- ③活動内容の充実



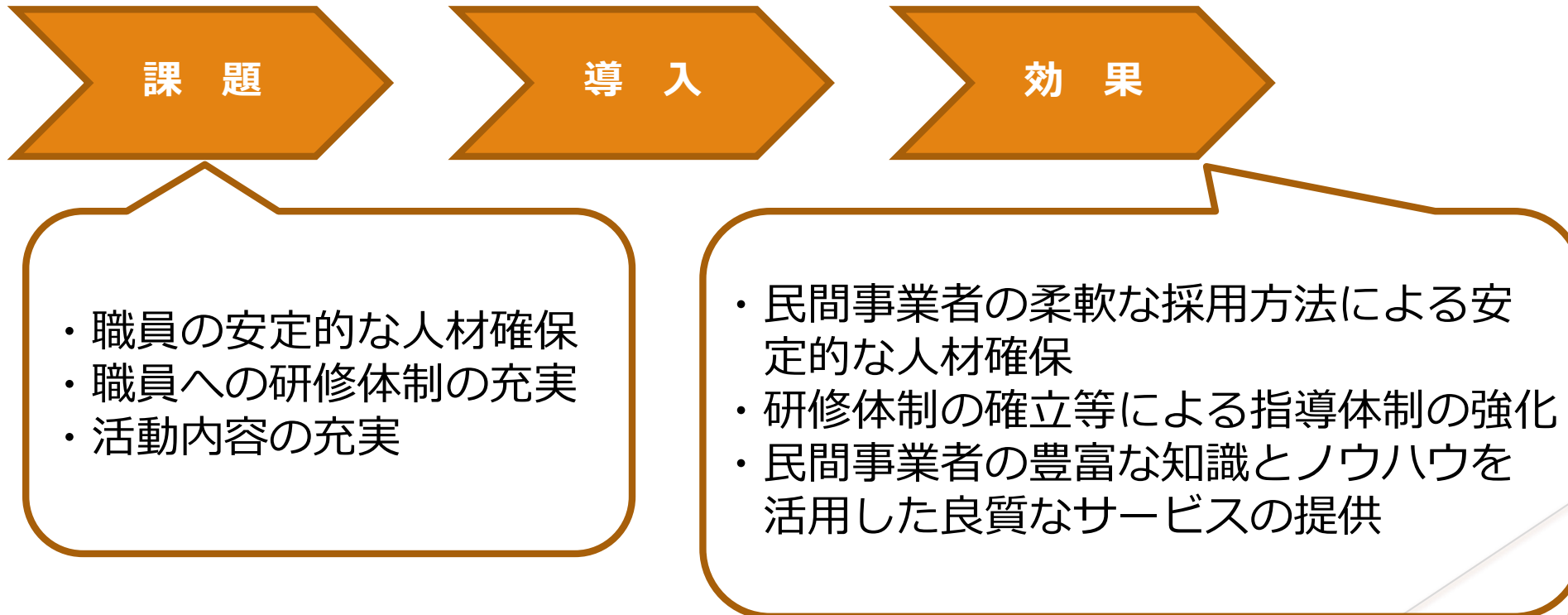
(運営形態)

	市直営	委託	
運営主体	高梁市	地元運営委員会	NPO法人
運営形態	公立・公営	公立・民営	民立・民営
学童数	7 箇所 高梁・川面・玉川・松原・落合・成羽・川上	7 箇所 津川・巨瀬・中井・宇治・福地・有漢・富家	1 箇所 まーぶる

(休止中)

民間委託決定までの概要

2 民間委託導入の目的



民間委託決定までの概要

3 民間委託導入の方法

公募型プロポーザルの実施を検討中

…価格だけでなく、企画・提案内容や、業務実績、専門性等を考慮して事業者を選ぶため、安心して運営を委託することが可能。

4 民間委託導入の時期

令和7年1月（予定）

○参考：スケジュール（予定）

R6.9：事業者選定 R6.12：保護者説明会、支援員説明会の開催

職員配置について（案）

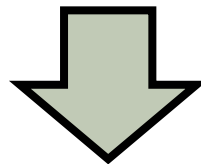
現在、勤務している職員は、雇用が継続されるよう、民間事業者と調整し、児童にとって環境が大きく変わらないよう考慮します。

現 在

業務委託導入後のイメージ（案）

学童保育に関する全ての業務を高梁市が直接実施

業務委託導入後（R7.1.4以降）



民間事業者

学童保育の「運営業務全般」を実施

- ①学童保育の運営業務全般
児童の育成支援、日常業務、学校との連絡調整
- ②スーパーバイザーによる毎日の巡回
- ③支援員・補助員等の採用、研修、労務管理 等
- ④おやつ代・教材費の徴収、管理、会計報告 等
- ⑤利用者アンケートの実施 など

※落合・川上児童館については、学童保育と一体的に民間委託を実施

質問①：これまでと何が変わるの？

これまで市で採用していた支援員が民間事業者による採用となります。民間事業者のノウハウを活かした保育内容を組み込み、児童育成支援を行います。

高梁市

委託した業務以外を実施

- ①入所及び中止等の手続き、審査
- ②保護者負担金の請求、負担金の減免審査
- ③受託事業者との調整、情報共有
- ④重大事案への対応

質問②：利用料や申し込みはどうなるの？

委託に伴う利用料金や支払方法に変更はありません。利用の審査・決定もこれまでどおり市役所こども未来課で行います。

業務内容について（案）

1 原則

①市が事業実施の責任者

※民営化ではなく、運営業務の一部を民間委託
（公設民営）

②基本的な実施内容は同じ

開所日、開所時間、開所場所、入所要件、
保護者負担金等の利用料、基本的な活動内容 等

③支援員・補助員の配置基準等は同じ

変更点について（案）

- ①スーパーバイザーの配置
- ②各学童保育でインターネット環境の整備
- ③登所・降所管理、欠席連絡、連絡帳等のシステム導入
- ④民間のノウハウを活用した多様な遊びの導入

今後について（予定）

R6年12月頃 事業者決定後、保護者説明会を開催します。



（お問い合わせ先）

高梁市健康福祉部こども未来課 支援係 21 - 2666

E-mail: kodomo@city.takahashi.lg.jp